

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

島根県済生会江津総合病院

1.各種問い合わせ窓口、受付時間

- ① 処方内容等に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑）

受付時間 平日：午前9時から午後5時

病院代表番号：0855-54-0101

病院代表番号にかけ、『疑義照会』と伝え直接処方医へ問い合わせしてください。

- ② 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

外来会計受付時間 平日：午前9時から午後5時

病院代表番号：0855-54-0101

病院代表番号にかけ、総合受付に直接問い合わせしてください。

2.処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、全てその内容を FAX にて薬剤科に連絡してください

（薬剤科直通 FAX **0855-54-0166**）

必要に応じてカルテの薬歴を修正し、次回からの処方に反映させます。

ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

問合せ内容等	問合せ先	電話番号
処方内容等に関する疑義照会	処方医師	0855-54-0101（代表）
保険（保険番号、公費負担等に関する事項）	総合受付	0855-54-0101（代表）
疑義照会簡素化プロトコルに関する事項	薬剤科	0855-54-0166（薬剤科直通）

3. 疑義照会の不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

① 残薬の調整に伴う処方日数変更は『0日分に』ならない状態で変更可

継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、患者から医師へ残薬があることを伝えるのを忘れたことを聴取したうえで、投与日数を調整（短縮）し調剤すること。（外用薬及び、自己注射の本数の変更も含む）

② 患者の同意を取った上での一包化調剤

コメントに「一包化不可」などある場合は除く。

※安定性のデータに留意してください。

③ ビスホスホネート製剤の1週間あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が14日分処方するとき）

フォサマック錠 35mg（週1回製剤） 1錠 分1起床時 14日分→2日分

④ 外用薬の用法（適応回数、適応部位、適応タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上用法指示が空白あるいは医師の指示通りが選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープL 3袋 1日1回→ 1日1回 1枚 腰

⑤ 内用薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合を含む）の用法の追記

例：フロセミド錠 20mg 1錠 1日1回→1日1回 体重が50kgを超えた時

⑥ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

バクタ配合錠 1錠 分1朝食後 1日おき 30日分→15日分

⑦ 先発品における、成分名が同一の銘柄変更

例：ジャヌビア錠 50mg→グラクティブ錠 50mg

※患者様に価格等説明後、同意を得て変更すること。

※用法用量が変わらない場合のみ変更可とする。

⑧ 先発品における、別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5 mg錠 2錠→ 10 mg錠 1錠

10 mg錠 0.5錠→5 mg錠 1錠

※患者様に価格等説明後、同意を得て変更すること。

※用法用量が変わらない場合のみ変更可とする。

※生物学同等性が損なわれる場合は除く。

⑨ 剤形の変更（内服薬に限る）

例：ノルバスク 5m g錠→ノルバスクOD錠 5m g

コスパノンカプセル 40m g →コスパノン錠 40m g

※患者様に価格等説明後、同意を得て変更すること。

※用法用量が変わらない場合のみ変更可とする。

4.その他

※調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、下記までお願いします。

連絡先 薬剤科 直通 TEL・FAX 0855-54-0166

2024年4月26日（第1版）

院外処方箋における疑義照会の流れ

